

憲法 出題趣旨

第1期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第21条の保障する表現の自由に関する問題のうち、公務員の政治的行為の禁止の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、法令審査と適用審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第2期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第19条の保障する思想・良心の自由に関する問題のうち、公立学校教員に対して君が代の起立斉唱を義務づける職務命令の合憲性というテーマに関する憲法判例を素材とした具体的事例を示し、同テーマについての判例の立場の基礎的知識を問うとともに、これに対する学説の見解をもふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、処分違憲審査の基本的審査手法の枠組みの中での適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第3期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第21条の保障する表現の自由に関する問題のうち、青少年の健全な育成を目的とした有害図書類の規制の合憲性というテーマをめぐる具体的事例を提示し、同テーマに関する判例の立場や学説の見解をふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、当事者としての適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第4期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解、並びに判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、憲法第31条の規定する法定手続の保障に関する問題のうち、密輸出入に関わる第三者所有物を没収する附加刑の合憲性というテーマをめぐる具体的事例を提示し、同テーマに関する判例の立場や学説の見解をふまえ、適切な事例の分析を行ったうえで、当事者としての適切な憲法問題の提示、説得力ある合憲性判断の枠組み・判断基準の構成、及び具体的検討を、論述という形で適切に行う能力を問うところにある。

第5期

法科大学院に既修者として入学する者には、法律基本科目の各分野の原理・原則の理解や判例及び学説の基本的・体系的知識を修得していることがまず求められるが、法的考察の作法に則った論述を展開できる基礎的な能力を身につけていることも重要である。

本問の出題趣旨は、憲法分野につき、本法科大学院に既修者として入学する者に求められる学修レベルに到達しているかどうかを判定するため、特に労働基本権の制限に関する最高裁判所判例の展開についての基本的知識を問うとともに、かかる判例の展開についての学説の見解もふまえたうえで、論理的な法的考察を行い、それを適切に論述する能力を問うところにある。